

## 【積立定期預金規定（消費税納付専用積立）】

### 1.（預入れの期限等）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の初回預入れは、1万円以上1円単位とし、次回以降は、1万円以上1円単位の自動振替による預入れとします。ただし、自動振替による積立に加え、1回1円以上の随時入金もできるものとします。随時入金の際は必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 2.（預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日から2年さかのぼった日を利息計算日と定め、その計算日において預入日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第4条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客さまからの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の「6か月以上の預入期間に応じた利率」（イ）が、「預入日から解約日の前日までの期間に応じた預入日の店頭表示利率」（ロ）を上回るときは、（ロ）の利率を適用します。また、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、変更する日以後最初の利息計算日からとします。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	上記（1）の適用利率×50%

- ② 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	上記（1）の適用利率×50%
C 1年以上1年6か月未満	上記（1）の適用利率×70%
D 1年6か月以上2年未満	上記（1）の適用利率×70%

- ③ 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	上記（1）の適用利率×50%
C 1年以上1年6か月未満	上記（1）の適用利率×70%
D 1年6か月以上2年未満	上記（1）の適用利率×70%
E 2年以上3年未満	上記（1）の適用利率×70%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 4.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

**5. (担保の取扱い)**

この預金は、定期性総合口座および融資の担保として利用することはできません。

**6. (定期預金等・通知預金共通規定の適用)**

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上